

# 平成30年度から国民健康保険の保険税率が変わります

国民健康保険（国保）制度は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、国保加入者が国保税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

平成30年度国保制度改革に伴い、県が算定し各市町に提示する標準保険料率は、基本的に所得割、均等割及び平等割の3方式とされ県内統一の算定方式とされたことから、資産割を賦課しない方式へ見直し、併せて県から提示された標準保険料率を基に国保税率の見直しを行い、本年3月議会の議決を経て、右表のとおり改定することとなりました。

国保加入者の皆さんには、国保制度についてご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、医療費が多くかかり、医療費水準が高くなると、国保税率を見直すこととなり、皆さんの税による負担が増加することとなります。皆さんには、今後とも病院等の適正受診に努めていただきますよう併せてお願いいたします。

区 分		現 行	改 定
医療分	所得割	8.0 %	8.3 %
	資産割	20.4 %	
	均等割	25,400 円	33,000 円
	平等割	28,000 円	22,600 円
支援金分	所得割	2.6 %	2.6 %
	資産割	6.4 %	
	均等割	8,000 円	10,400 円
	平等割	8,800 円	7,200 円
介護分	所得割	2.8 %	2.6 %
	資産割	7.2 %	
	均等割	9,000 円	13,400 円
	平等割	8,000 円	6,400 円

※加入者の所得と人数で均等割と平等割が軽減される場合があります。

問い合わせ先 市民課 ☎0837(52)5231

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

### 保険料率について

平成30年度の後期高齢者医療制度における保険料率が見直されます。改正点は右表のとおりです。

区 分	平成29年度保険料率	平成30年度保険料率
被保険者均等割額	52,390円	52,444円
所得割率	10.52%	10.28%
保険料(一人当たり)の上限額	57万円	62万円

### 保険料減額基準の見直しについて

平成30年度の後期高齢者医療制度における保険料減額基準が次のとおり見直されます。

#### 保険料減額基準の見直し内容

##### ①均等割額の軽減（5割軽減）

平成29年度 平成28年中の世帯の合計所得金額が33万円+(27万円×被保険者数)以下

平成30年度 平成29年中の世帯の合計所得金額が33万円+(27万5千円×被保険者数)以下

##### ②均等割額の軽減（2割軽減）

平成29年度 平成28年中の世帯の合計所得金額が33万円+(49万円×被保険者数)以下

平成30年度 平成29年中の世帯の合計所得金額が33万円+(50万円×被保険者数)以下

### 保険料軽減特例の見直しについて

平成30年度より後期高齢者医療制度の保険料軽減特例が次のとおり一部変更となります。

#### 保険料軽減特例の変更点

##### ①被用者保険の被扶養者であった人の均等割額

平成29年度：7割軽減 ▶▶▶ 平成30年度：5割軽減

ただし、世帯の平成29年中所得の合計が33万円以下の場合には9割軽減もしくは8.5割軽減の対象となります。

##### ②所得割額の軽減特例を受けている人

保険料所得割額が賦課されており、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の人の所得割額の軽減

平成29年度：2割軽減 ▶▶▶ 平成30年度：廃止

問い合わせ先 市民課☎0837(52)5231 山口県後期高齢者医療広域連合☎083(921)7111

# 65歳以上の人の介護保険料が変わります

65歳以上の人を支払う介護保険料は、介護サービスの給付額の見込みに応じて、3年ごとに改定となります。平成30年度から平成32年度までの保険料額は、表のとおりです。

保険料額は、7月中旬に送付する『介護保険料額決定通知書』でお知らせします。

対象となる人			所得段階	保険料(円)		
				月額	年額	
本人が市民税非課税	同じ世帯にいる人全員が市民税非課税	生活保護、老齢福祉年金受給者	第1段階	2,628	31,536	
		本人の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が	80万円以下の人	第2段階	4,380	52,560
			120万円以下の人で、かつ第1段階に属さない人	第3段階	4,380	52,560
	上記以外の人	第4段階	4,964	59,568		
本人が市民税課税	同じ世帯に市民税課税者がいる人	本人の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が	80万円以下の人	第5段階	5,840	70,080
			上記以外の人	第6段階	6,716	80,592
		本人の合計所得金額が	120万円未満の人	第7段階	7,592	91,104
			120万円以上150万円未満の人	第8段階	8,176	98,112
			150万円以上200万円未満の人	第9段階	8,760	105,120
			200万円以上240万円未満の人	第10段階	9,344	112,128
			240万円以上300万円未満の人	第11段階	9,928	119,136
			300万円以上400万円未満の人	第12段階	11,096	133,152
400万円以上1,000万円未満の人	第13段階	12,264	147,168			
1,000万円以上の人						

※「合計所得金額」は、地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。

## 介護保険制度の改正について

社会全体で高齢者の介護を支える仕組みの介護保険は、3年ごとに制度が見直されます。今回の主な改正内容は、次のとおりです。(いずれも平成30年8月から)

- ①介護サービスを利用した際の利用者負担割合(1割又は2割)が、特に所得の高い人は3割になります。
- ②年間(8月～翌年7月)の介護保険と医療保険の自己負担の合計額が一定の限度額を超えたときに支給される「高額医療合算介護サービス費」の所得区分と限度額が、一部変わります。

問い合わせ先 高齢福祉課 ☎0837(52)5229

## 地域包括支援センターだより Vol. 2

～いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らすために～



### 【ご存知ですか？認知症の現状】

**認知症は高齢期に最もかかりやすい病気の一つです。**

厚生労働省の調査では、**85歳では約5割、95歳では約8割**の人が認知症と考えられています。また全国では65歳以上の4人に1人が認知症又は認知症の前段階である軽度認知障害であるともいわれ、今後ますます増加すると推測されています。

**認知症になっても安心して暮らせるまちづくりには地域の理解が必要です。**

美祢市には約1,400人(平成28年度)の認知症高齢者がいます。少子高齢化により高齢者夫婦のみの世帯や一人暮らし高齢者が増え、家族だけで認知症の人を支えることは難しくなっています。認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、社会的制度だけでなく、認知症の人やその家族を地域の皆さんで助け、支え合うことが求められています。他人事と思わず、まずは認知症について正しく理解することから始めてみませんか？

認知症に関する相談窓口は、各地域包括支援センターです。お気軽にご相談ください。

問い合わせ先 美祢市地域包括支援センター(美祢地域) ☎0837(54)0138

美祢東地域包括支援センター(美東・秋芳地域) ☎0837(62)0155 ☎08396(2)1234